

第44回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

令和8年3月26日（木） 14時00分～15時40分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員 8 名（敬称略）

植村興、藤木芳博、三田一三、瀬戸口敬幸、杉山雄輝、安部壮剛、中澤一哉、濱浦敏子

(2) 事務局 4 名

新家保健局長、松田生活衛生課長、林所長、串崎係長

4 議事概要

(1) 令和8年度動物愛護基金活用事業予算について

(2) その他（普及啓発及び助成事業のこれからの取組み（案）について）

<意見等>

【令和8年度動物愛護基金活用事業予算について】

・それでは、令和8年度動物愛護基金活用事業予算についてご説明させていただきます。
財源については、全額、動物愛護基金を活用しております。

例年は、野良猫不妊手術の予算に100万円の一般財源を充当していますが、今年度は基金を充当しています。これは、令和4年度、5年度の寄付金積立におきまして、本来であれば寄付金を基金に積み立てるところ、一部、誤って寄付金と同額を一般財源からも積み立ててしまい、結果として2重の積み立てとなってしまったことから、一般財源からの財源の充当を当面の間、休止し、誤った経理処理を修正しようとするものです。

恐れ入りますが、財源についてのご質問等がございましたら後ほど、承ります。一旦、事業についてご説明を進めさせていただきます。

まず上の表、＜ボランティア活動の支援＞における入口対策としまして、猫捕獲器の貸出し、こちらは予算12万8千円を計上しております。次に、TNR活動に対するインセンティブの付与につきましては、令和7年度予算と同額の20万円を計上、そして次、野良猫不妊手術助成金につきましては、令和7年度予算は560万1千円でしたが、令和8年度は400頭分に捕獲送迎費も含めまして、519万円を計上しております。

次に出口対策としまして、継続事業で動物健康管理支援助成金では、340 万円を、その下、譲渡会開催支援助成金につきましては、60 万円をそれぞれ計上しております。以上、ボランティア活動支援に係る予算の合計額は、951 万 8 千円となります。

続きまして、下の表＜動物愛護センター実施事業の促進＞における入口対策につきましては、上から、一つ飛びまして、阪神バスラッピング広告料につきましては、引き続き広告掲出を行うことで、110 万円を計上しております。また、その下については、TNR 活動や適正飼養に係る動物愛護啓発用（ポケットティッシュ、絆創膏などの）グッズ、ポスターなどの作製費用の総額としまして、それぞれ合わせまして、70 万円を計上しております。

次に出口対策としまして、猫パルボウイルス等検査委託料を 102 万 4 千円、一つ飛びまして、多頭飼育動物不妊手術助成金につきましては、52 頭分、57 万 2 千円を計上しております。収容動物不妊手術委託料につきましては、令和 8 年度は 30 頭分、24 万円を計上しております。収容犬トリミング費用につきましては、昨年度と同額の令和 8 年度予算は 5 万円を計上しております。続いて、収容動物用薬資材等購入費用を 185 万 7 千円、学校飼育動物飼料購入費用で 10 万円をそれぞれ計上しております。

最後に防災関係ですが、避難所へのケージ配備としまして 15 万円、飼い犬、飼い猫に対するマイクロチップ装着等助成金 100 万円を計上しております。次に、ペット健康防災手帳作成費用につきましては、増刷に係る費用として 55 万 6 千円を計上しております。以上、合計 734 万 9 千円となり、ボランティア活動の支援に関する予算と合わせますと、1,686 万 7 千円が令和 8 年度の予算でございます。説明は、以上でございます。

（事務局）

・従前からの問題と考えている民間シェルターに対しての助成金は二重取り問題のため、野良猫を含めた保護した猫に対する助成金は却下されたのであるが、その二重取りについては、令和 6 年 9 月の市議会の定例会においての議員からの質問では、「現行の登録団体譲渡では全く同じことが行われており、登録団体譲渡では里親から譲渡費用をもらうことを禁止しているのか。二重取りについてどのような対策をとっているのか。」に対しての市からの回答は、「団体譲渡動物管理支援助成制度は里親から譲渡費用をもらうことは禁止していない。市からの助成金の対象となっていないものであれば、二重取りには当たらないものと考えている。ただし現在の助成制度では登録団体に対し里親にどのような名目で譲渡金をもらっているかの報告を求めているため、今後はその確認方法の検討を考えていく。」とし、あわせて「団体譲渡動物管理支援助成金制度では、里親からの譲渡費用をもらうことは禁止していない。市からの助成金の対象となっていない医療費以外の譲渡費用であれば、二重取りには当たらないものと考えている。」のであれば、民間ボランティア等が保護している動物に対しての助成金の二重取り問題は解

消されたと考えている。(委員)

- ・民間シェルターに対しての助成金制度を含めたボランティア支援について、令和 5 年 12 月 5 日の市議会では「協議が整い次第速やかに実現したい」と答弁しており、これは今後協議の場で、実施されてない理由を確認しておきたい。この問題については、協議会の場でも反対意見もあったが、賛成意見もあった。その後についてお伺いしたい。(委員)

- ・動物健康管理支援制度のご質問と捉え、これまでこの協議会で 2 年以上かけて議論を重ね令和 7 年度 11 月に制度運用を開始しているところである。その協議会の意見と、公費からの助成金の執行にあたっての公金を適正に支出する観点も踏まえながら制度の運用を開始したところである。(事務局)

- ・いくつかの関係団体等が民間シェルター助成金制度を含めたボランティア活動を支援して欲しいことと、他からも動物愛護基金の趣旨に合致していることから実施すべきとの意見もあったことから、この民間ボランティアのシェルター助成をもう一度考え直して欲しい。(委員)

- ・そもそも動物健康管理支援助成金は飼い猫を対象としているが、そのシェルター支援の対象となるのは野良猫であることが違う。この制度自体はボランティア団体としては有難いものであるが、助成金という市の公金の適正な視点について制度は慎重に検討していく必要があると過去の協議会では発言してきた。(委員)

- ・この動物健康管理支援助成金制度はボランティア活動の負担を少しでも軽減するために設けたものである。また当該支援制度は必ずしも多くの自治体で実施されている制度ではなく、又譲渡を引き受けた団体自身が多頭飼育崩壊を起こしたとていう事例もある。そのようなことも踏まえ当該制度では、ボランティア団体にとって無理な譲渡に繋がらないような意を用いて制度設計をしており、現時点において予算執行はないが、団体譲渡登録団体に対し丁寧に制度説明する中で、やむを得ない事情で飼えなくなった犬猫の譲渡に飼い主への支援協力につなげるよう、制度の運用を図っていきたいと考えている。(事務局)

- ・二重取りが解消されたのであれば、シェルターへの助成金を実施したらよいのではないか。(委員)

- ・動物健康管理支援制度はボランティア支援という意味では基本的に賛成だが、色々と調整することが多いので時期尚早ではないかと発言していた。取りあえず実施するのではなく、制度自体が全国でも中々ないものなので、しっかりとリスク管理をしないといけないと思うし、二重取りの部分だけではなく、検討すべき項目はいくつかあったと思う。(委員)

- ・TNR 活動と保護猫活動では、費用や時間の面で全然違うもので、過酷な条件である。

第二次的な行政の仕事と捉えて、ボランティアや民間シェルターに補助すべきだと思う。

(委員)

・民間シェルターの件は予てより協議会でいろんな議論があり、その中で推進派と慎重派の双方の意見があったが、市として一番問題と考えていたのが二重取りだけではなく、安易に引き受けることによるボランティアが逼迫して多頭飼育崩壊を起こしてしまうことである。そのような中で制度設計していく上では、協議会等での意見や動物愛護法による飼い主の責任、或いは飼育放棄を助長しないこと等の確認や公金支出の関係など、全て兼ね合わせて検討した結果、対象となるのがやむを得ない事情の方に着目した制度設計を行ったところであり、令和 6 年度末の協議会で説明し、一定の了承を得たうえで制度の運用を開始したとの認識である。今のところまだ利用はないが、また何か意見等があれば議論し、見直しが必要であれば検討していきたいと考えている。(事務局)

・避難所へのケージが配備されている場所は。(委員)

・小学校 4 校に其々 25 台ずつ計 100 台、中型犬用サイズで折り畳み式のペットケージを配備している。(事務局)

・引き続き避難所のケージの配備と関連して、災害発生時には多くの動物関連の支援物資が届くと思うのだが、その物資については他自治体では支援物資を管轄するのが防災関連の課であったが動物に関する物資の取扱いがわからなく、そのままに置かれていたという事例があったので、尼崎市では動物関連の支援物資には何らかの形で動物関連部署が連携して欲しいと思う。(委員)

・発災時での支援物資の仕分けなどは非常に困難を極めるものだと思うのだが、市では防災支援システムの中で入力された課題に対し対応する訓練をしており、意見にあった内容を活用できるよう、防災の会議などで情報共有できればと思う。(事務局)

・以前武庫西生涯学習プラザで「わんにゃん防災」に行った時に感じたのは、ケージだけでなくその下に敷くブルーシートなども必要だと思う。(委員)

・色々と意見をいただきながら、こういったものが有効なのか検討していければと思う。(事務局)

・このような避難所へのペットケージが保管されていることの市民への周知をしっかりとて欲しいのと、またペットフードの備蓄も検討して欲しい。(委員)

・発災時において避難所へペットと同行避難する場合は、飼い主自身がペットケージ、キャリーケースを持参することが原則であることに留意して欲しい。(事務局)

・阪神バスラッピング広告は開始してから 3 年目になると思うが、路線変更は考えていないのか。(委員)

・令和 8 年度についてはアンケートからも一定評価をいただいているので、路線は現行ルートを継続していくものである。現行ルートは乗降客の多い鉄道駅を網羅する広範囲

なものとなっており、他の路線は範囲が少し狭いものであり、限られた予算の中で出来るだけ広い範囲をと考えた上での結果であるが、今後は他の路線ルートも検討していければと思う。(事務局)

- ・阪神バスラッピング広告の費用対効果はどうか。TNR 活動助成の申請件数は増えているのか。(委員)

- ・野良猫不妊手術助成金の件数は、令和 7 年度は昨年度を上回る見込みである。又ラッピングバスでは令和 7 年 8 月に実施したウェブアンケートにおいて、「ラッピングバスを見たことがある」と回答した割合は全体の 17.6%であったが、そのうち 63.9%が「写真があるので目を引く」、23.4%の方が「動物愛護の啓発に繋がる」との回答があり、概ね好意的な評価があったというのの一つと、又市ホームページにおいて「TNR 活動」、「動物の正しい飼い方」のページへのアクセス数を令和 5 年度と令和 6 年度で比較すると 4 割ほどアクセス数が増加しており、この数値でもって効果があがっていると言えるかは難しいが、ラッピングバスによる啓発メッセージの発信については、一定の効果が表れつつあるものと考えている。(事務局)

- ・補足としてラッピングではないが、今年度にこの協議会からの意見を反映した事業として公用車にマグネットシートを貼付しているので、機会があれば見て欲しい。(事務局)

- ・譲渡会開催支援助成金の令和 7 年度の実績は。(委員)

- ・現時点においての実績はない。(事務局)

- ・実績がないのに、令和 8 年度予算に昨年度と同額の予算を計上するのは、何故か。(委員)

- ・申請する側として当該助成金制度はかなり使いにくい。助成金上限の 6 万円は有難いが金額が少なくとも、この要綱をもう少し簡易な制度にして欲しく、小さな地域でのグループでも使えるような制度として実績がないから必要ないではなく、ちょっとその制度設計をもう少し見直しして欲しい。(委員)

- ・現行制度では書類作成が大変かと思う。助成金は公金であるため使途を明確するには必要かもしれないが、もう少し簡易で利用が促進されるような方法があれば良いと思う。(委員)

- ・様々な意見は承知しているが、管理する側からすると公金支出の適性化、譲渡先の里親からの費用を徴収の確認方法や助成金の効果検証などを盛り込んだ形が現行の譲渡会開催支援助成金制度となっている。(事務局)

【普及啓発及び助成事業のこれからの取組み（案）について】

・それでは、啓発活動及び助成事業のこれからの取組み（案）について、ご説明させていただきます。まず上の表、＜啓発活動＞における【これまでの主な取組内容】としまして、TNR活動や適正飼養について市民への広報や啓発をより魅力的に進めるため、ボランティアの皆さまのアイデアや経験を生かした啓発活動として、令和6年度では「武庫まつり」、令和7年度は尼崎南ロータリークラブからのテント等の寄贈を活用したブースを「あまがさき市民まつり」に出展し、子ども達の工作指導とあわせてTNR活動と適正飼養のPRも実施いたしました。また、ペットに係る防災意識の向上を図るため、「ペット防災」をテーマに武庫地区や下坂部小学校で動物愛護推進員及び関係部署の協力のもと地域学習会を行ったほか、そして次に、ラッピングバスの運行開始や、その下、TNR活動や適正飼養をより多くの市民に周知・啓発できるよう、ラッピングバス以外にも市の公用車の車体にマグネットシートポスター事業を、次にその下、令和7年10月の市報特集号への掲載、動物愛護週間にあわせた尼崎城のライトアップ、適正飼養に係るWebアンケートの実施、ペット健康防災手帳の配布、地区まつりや窓口でも配布した啓発グッズとして、ポスター、絆創膏やポケットティッシュを作成・配布など、これまで様々な手法やあらゆる機会を通じて啓発活動を、動物愛護推進員の皆さまの協力も合わせまして、連携・実施してまいりました。

次に、右側の【これからの主な取組内容】（検討項目）としまして、現時点におきまして市側として何も実施することが決定しているものではなく、あくまで検討している項目ですので、委員の皆さまのご意見を頂戴できればと思っております。それでは、まず一つ目としまして、上から、地区まつりキャラバン活動として、武庫まつり以外にもその以外の地区まつりへ参加することで範囲を拡充することで更なる周知拡大を図っていく取組み、次に、中学生を主な対象とした一定期間受け入れる職場体験の「トライやるウィーク」の受入や、その下、小学生の夏休みなどの長期休暇を利用した「動物愛護センター探検ツアー」、そして次に、令和6年度より事業を開始しているバスラッピングの運行については、新たな開拓路線として、現状では走行していない走行ルートへの増便を図ることはどうかという取組みです。そして最後に、猫エサ防止啓発看板の作製としまして、猫エサ防止の啓発看板を作成し、設置することでの防止策の取組みとしてはどうかと、検討しております。

続きまして、下の表＜助成事業＞における【令和6年度】の取組み実績としまして、上からまず新規事業として、センターに収容された動物の感染拡大を未然に防ぐために猫パルボウイルス検査委託事業、次に、拡充事業として、助成対象地域を尼崎市内から大阪府及び兵庫県内に、更に助成金額の上限を3万円から6万円に拡充した譲渡会開催支援助成金、次に、動物病院への捕獲搬送費の助成対象に個人申請分も拡充した野良猫不妊手術助成金の事業を実施いたしております。続きまして、その右側【令和7年度】の

取組み実績（見込）といたしまして、まず新規事業として、事故、盗難や災害発生時等により所在不明となった場合の所有者特定、早期返還につながることや飼い主の遺棄の防止や適正飼養を推進するマイクロチップ装着等助成金、次に、TNR 活動における道具を用意し貸出しを行うことで、活動に取り組み易くなる環境整備として猫捕獲器貸出事業、次に、災害時にペットと同行避難する際、飼養管理するためのケージ等を持ち出せないことへの対策の一つとして「避難所ケージ配備」事業、TNR 活動の推進として参加者の輪を広げる、あま咲きコイン付与事業を実施いたしました。そして次に、拡充事業といたしまして、譲渡の促進への寄与を把握し、効果検証を行うことが可能な制度とするよう、助成対象範囲の拡充や市内の動物等を対象範囲とする算出方法に改正した譲渡会開催支援助成金制度、次に、従前からの団体譲渡動物管理支援助成金は、センターで収容している犬、猫を引き取ったボランティア団体等に対し医療費を助成している制度の対象範囲を拡充し、やむを得ない事情で飼えなくなった市民の犬、猫に係る医療費についても一定の条件の下、助成対象とする動物健康管理支援助成金として統合・改正しております。

次に、右側の【令和 8 年度以降】の取組みとしまして、【令和 9 年度向け協議事項】として仮の案を記載しております。背景を少しお話させていただきますと、昨今社会問題化している多頭飼育問題を念頭に入れております。ご承知のとおり、多頭飼育崩壊が発生しますと、その解決には相当の時間と労力が必要となり、当事者の生活の再生も困難を極めます。そういったことから、未然防止策の強化につながる施策を検討したいと考えており、こちらにつきましても現時点におきまして市側として何も実施することが決定しているものではなく、あくまで検討している項目ですので、委員の皆さまのご意見を頂戴できればと思っております。それでは、まず一つ目、野良猫不妊手術助成金についてですが、現状対象としている野良猫だけではなく、飼い主がいる猫についても、他制度と同様に 1 世帯当たりの上限頭数を設けたうえで、助成対象の拡充はどうかという検討内容であります。飼い猫の逸走により、野良猫となることも相当数有り得るところであり、また、ペットの健康寿命や近隣トラブル防止における不妊手術のメリットや飼い主に周知することで人と動物のよりよい関係づくりにつなげていこうとするものです。次に、多頭飼育動物不妊手術助成金ですが、現行制度での受給資格要件として「経済的又は身体的理由等により」とありますが、多頭飼育者の制度上の資格を確認している間にも事態が進行していくこともあり、また、この規定に当てはまらない人も存在します。「経済的又は身体的理由」よりも、多頭飼育自体の状況を確認し、多頭飼育崩壊を防ぐ対策が取れる制度を検討する必要があると考えるところです。TNR 活動や適正飼養につきましては、これまでも多くの皆さまのご協力のもと様々な活動を行ってきたところですが、このこれまでの活動を途切れることなく、さらなる普及啓発を図り、市民

に理解を深めていただくことがより重要であると考えております。これからも動物愛護推進員をはじめ、ボランティアの皆さまとの連携を進めるとともに、この動物愛護管理推進協議会での協議を進める中で、より建設的・効果的な手法を検討してまいりたいと思っております。ついては、市側が検討している啓発活動や各種助成金制度の取組みについて、各委員さんよりご質問も含めまして、ご意見があればお伺いできればということと、これ以外にも考えておられる事などがありましたら、教えていただければと思います。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（事務局）

- ・啓発活動の猫エサ防止啓発看板について、これは野良猫に対してなのか。（委員）

- ・野良猫に対して餌をあげることで自体を規制する法律はないが、地域でのトラブル発生の原因にもなり、センターにも苦情相談が数多く寄せられている現状があり、その際には現地にセンター職員が対象者に対し説明などを現地で行っている。その職員が行く前に看板を作ることによって一つの防止策としてどうかと考えている。（事務局）

- ・TNR 活動とは、野良猫を元の地域に戻して、その地域の人が餌をあげて世話をすることではないのか。餌をそのまま放置することは悪いことだと思うが、誰も餌を与えなければお腹の減った野良猫はどうしたらいいのか。（委員）

- ・野良猫を地域で管理するという部分と TNR 活動を同じにすると一つの目的である繁殖制限の部分のスピード感が止まってしまうおそれがあるので、そこは分けて考えた方が良くと思う。尼崎市には国が推奨する地域猫活動への条例や要綱はないはずである。（委員）

- ・餌やり防止看板は必要ないと思う。トラブルになれば話をして理解してもらうようにすれば良いと思う。（委員）

- ・話し合ってトラブルを解決するのであれば良いが、他人の敷地内で餌を与えるだけでなく一緒に生ゴミを置いたり逆に激昂するなどマナーの悪い人も多々いるので、防止看板は必要だと思う。（委員）

- ・餌やりなどの地域での近隣トラブルは非常に難しい問題であり、これまでの意見を踏まえると、一律に餌防止ということではなく、その地域の実情に応じたメッセージ看板の設置が適切ではないかと思う。（事務局）

- ・西宮市では公園内のゴミ箱に TNR 活動として「手術をして適切にルールを守ってご飯をあげよう」と看板が設置されている。野良猫も元々は飼い猫の可能性があり中家族の一員でもあり、災害時など状況に応じて餌やりという支援も必要な時はあるかと思う。（委員）

- ・支援することは愛護、管理と相反することをうまく調整しないといけいない。大阪府下の墓地公園で墓へのお供えは持ち帰ることの周知を徹底したところ野良猫が減少したことや、鳩の糞害にかなり苦労している寺社があったため、鳩への餌やりを禁止する

ことを審議会で決定して解消となった例があることから、その防止看板も工夫して必要な場所にすることが適切であると思う。(委員)

- ・不妊手術助成金の対象を飼い猫に拡充するのは、どういうことか。(委員)

- ・これまでその時に適宜対応した内容で規程を幾度と改定してきた野良猫不妊手術助成金ですが、助成金の上限額についても雄(9,000 円)・雌(13,000 円)についても近隣市では上位に位置しており、また実施に要した医療費に係る当該助成金の充足率についても、令和 6 年度では 91.6%と、上限額とともに高水準を維持している。しかし一方で、センターに寄せられる犬猫の苦情相談の中で、飼い主から逃げ出し行方不明となった相談件数が、令和 6 年度は 125 件もあり、そのうち飼い主のところへ戻って来ていない件数が 94 件、見つかってもセンターに連絡していない人もいる可能性もあるが、実に行方不明の総件数の 75%が、いわゆる野良猫となっている可能性があるというデータもあることから、現状対象の野良猫だけでなく、飼い主がいる猫についても、逸走する可能性を考え、野良猫になる可能性のあることも考慮に入れ、飼い猫についても助成対象に拡充するのかどうかの内容である。(事務局)

- ・飼い猫に対しての支援も良いとは思いますが、繰り返しになるが飼い主への支援よりも、費用面だけでなく四六時中猫の世話をする時間など苦労されている民間シェルターで猫達を保護している愛護団体への支援を優先すべきである。(委員)

- ・個人ボランティアでも保護猫活動をしてかなりの費用が掛かっている。民間シェルターを運営する愛護団体に対して、優先して助成金支援するのはどうかと考える。(委員)

- ・ボランティア活動の支援として、先ほどの説明でもあった健康管理支援制度が一つである。次に愛護団体が地域からの連絡や探知で多頭飼育の相談を受けることで大変苦労されることだと思うが、ボランティア活動の負担を軽減する目的も含め、現行の多頭飼育不妊手術助成金制度では経済的な理由等の世帯が対象となっているのを経済状態の理由ではなく、多頭飼育を把握し生活が崩壊しそうだと探知したところで、活用できるよう制度を考えられないのかというのがもう一つである。次に現行の野良猫不妊手術助成制度の対象を飼い猫に拡充することで、不妊手術の促進を図る何かしらの制度ができないのかと検討したものである。制度設計も何も決定しているものではなく、幅広く意見を聞き、この協議会で施策の立案に活用できればと考え議題とした。(事務局)

- ・尼崎市は本当に全国の自治体にはない様々な取組をしている。ただ他の自治体の取組も聞いてみたいところである。(委員)

- ・マイクロチップ装着等助成金制度を知らない人が多いと思う。周知があまり出来ないのでチラシなどを作って欲しい。(委員)

- ・犬の件ですが、市内で狂犬病予防注射を接種しているのは何頭いるのか。又最近散歩に出掛けたら犬の糞をよく見るので、マナー啓発への取組についても教えて欲しい。(委

員)

- ・令和 6 年度の狂犬病予防接種数は 12,295 件である。マナーについては市報やホームページ、地域での苦情相談などで、あらゆる機会を通じて普及啓発に取り組んでいる。

(事務局)

- ・震災の多い日本では狂犬病予防注射は大事である。国内の犬の頭数の推定値はペットフードの売上量より算出しているが、狂犬病の接種率が 70%を割ると予防注射の効果がなくなってしまうため、予防注射の義務についても啓発に盛り込むことが大事である。

(委員)

- ・武庫川沿いでの髭の渡し花咲き会コスモス苑の会場には週末に大勢の人が来るので、その時に啓発活動や譲渡会をしてはどうか。(委員)

- ・愛護団体主催の譲渡会やイベントでも、行政による啓発ブースを設置するなど協力して活動していければと思う。(委員)

- ・啓発活動を広げていくためにも、動物愛護推進員を増員した方が良いと思う。例えば各地域毎に推進員を選出すれば、その地域のことも把握できるのではないかと思う。(委員)

以 上